

Wi-Fi プランサービス利用規約

第1条（総則）

諫早ケーブルテレビジョン放送株式会社（以下「当社」といいます）は、当社のインターネットサービスの加入者（以下「加入者」といいます）を対象に提供する Wi-Fi プラン（以下「本サービス」といいます）に関して、当社所定の申込み手続きを完了し利用するもの（以下「利用者」といいます）に対し、以下の通り利用規約（以下「本規約」といいます）を定めるものとします。

2. 利用者は本規約の他、当社インターネットサービス契約約款（以下「約款」といいます）が適用されることを確認するものとします。本規約に規定のない事項については約款が適用されます。

3. 当社は、本サービスの利用者の承諾を得ることなく、本契約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。

第2条（利用申込）

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）は本規約及び約款を承諾し、当社所定の手続きを経て当社に申込みものとします。

2. 本サービスの利用にあたり、無線 LAN アダプタ（USB 無線子機、無線 LAN 機能内蔵パソコン等）が必要となります。

3. 当社は、申込者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その利用申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が実在しない場合、またはその恐れがある場合
- (2) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合
- (3) 申込者が当社のインターネットサービス加入者ではない場合
- (4) 申込者が当社光インターネットサービスをご利用の場合
- (5) 当社の各種サービスにおいて利用料の支払いが滞っている場合、または滞る恐れがあると当社が判断した場合
- (6) 申込者の支払口座につき、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合
- (7) 当社が、申込者を利用者とするのが技術上著しく困難である、または業務の遂行上著しい支障があると判断する場合
- (8) その他、当社が申込者を利用者とするのを不適当と判断する場合

第3条（料金）

本サービスの利用料金は当社が別途定めるところによります。

2. 本サービスの月額利用料金は、インターネット接続利用料と共に指定口座より引き落しいたします。ただし、初期手数料等については当社指定の払込み用紙による支払いとなります。

3. 本サービスが利用の如何と問わず解約となった場合は、解約月の利用日数にかかわらず、解約月を含む月単位の利用料を支払うものとします。

第4条（サービスの提供）

本サービスは、当社の有線テレビジョン放送施設の同軸回線を用いて、当社の保有する Wi-Fi（無線 LAN）機能を内蔵した屋内端末接続装置（以下「Wi-Fi モデム」といいます）を利用者に貸与するサービスです。

2. 無線 LAN モデム設置作業は、当社社員もしくは当社指定業者にて行います。

3. 本サービスは、当社インターネット接続サービス「ネオ・コース」、「スタンダードコース」、「メガ得コース」、「エコノミーコース」、「スーパーエコノミーコース」で提供します。

4. 当社固定グローバル IP アドレスサービス及びパソコン追加サービスとの併用はできません。

5. 既に当社インターネットサービスをご利用いただいている加入者については、当社にて設置・貸与しております端末接続装置（ケーブルモデム）を交換させていただきます。

6. 設置作業にあたり、当社が別途定める初期手数料が必要となります。

7. 本サービスにおける接続対象機器は、一般的に販売される IEEE802.11a/b/g/n 準拠（Wi-Fi 対応）の家庭用機器で、日本語の取扱説明書があるものとし、業務用機器については対象外とします。

第5条 (Wi-Fi モデムについて)

利用者はWi-Fi モデムからLAN ケーブルによる有線接続、及び無線LAN 接続によって利用者端末をインターネットに接続するものとします。

2. 利用者は必要に応じて、当社から指定された識別符号により Wi-Fi モデムの設定を行うことができます。但し、利用者が変更した Wi-Fi モデムの設定に関して、当社は通信の保証を行いません。
3. 本サービスは、Wi-Fi モデム標準仕様の暗号化技術を用いた接続を推奨します。Wi-Fi モデムの脆弱性によって利用者が損害を被った場合でも、その損害について当社は一切の責任も負わないものとします。
4. Wi-Fi モデムは本体の初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、利用者が変更した Wi-Fi モデムの設定を復元することはできません。
5. 当社は、利用者宅 Wi-Fi モデムの障害の切り分けのため、Wi-Fi モデムの設定変更及び設定情報の初期化を利用者に依頼する場合、または当社にて実施する場合があります。
6. その他、Wi-Fi モデムの扱いは、約款に準じます。

第6条 (接続設定)

Wi-Fi モデム接続後の利用者端末等への接続設定等は、基本は利用者にて行っていただくものとします。(初回設置時に標準設定依頼があった場合を除く)

2. 利用者端末等には、DHCP (Dynamic Host Configuration Protocol) によりネットワークアドレス (IP アドレス) を取得する設定を行うものとします。
3. 利用者が無線LAN 接続を行う場合、Wi-Fi モデム本体に記載されている WPS(Wi-Fi Protected Setup)方式及びSSID(Service Set Identifier)、WPA (Wi-Fi Protected Access) 暗号キーの入力による方式によって、Wi-Fi モデムに接続するものとします。
4. 本サービスは、全ての通信機器の無線LAN 接続を保証するものではありません。

第7条 (Wi-Fi モデムの故障等)

利用者の責によらない Wi-Fi モデムの故障は、無償にて交換いたします。

2. 利用者の責による Wi-Fi モデムの故障・破損及び紛失については、別表に定める代金をお支払いいただくものとします。
3. Wi-Fi モデムを交換した場合は、SSID、暗号キーが変わります。その為、利用者端末の設定を変更する必要があります。この際の設定変更については基本利用者にて実施していただきます。

第8条 (サービスの解約)

本サービスを解約しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を通知していただくものとします。

2. 本サービスは、インターネット接続サービスの付加 (オプション) サービスとなりますので、インターネット接続サービス解約時には、本サービスもあわせて解約となります。
3. 本サービスの解約にあたり、端末機器の設定変更が必要な場合は基本、利用者にて行っていただくものとします。

第9条 (責任の範囲)

本サービスを提供するにあたり、当社の故意または明らかに当社の重大な過失による損害を除き、利用者に損害を与えた場合、当社は一切の責任も負わないものとします。

2. 本サービスを提供するにあたり、当社の設置する Wi-Fi モデム以降の利用者端末の故障は、当社は一切の責任も負わないものとします。
3. 本サービスを介しての第三者による利用者端末への不正な接続、データの改ざん・漏洩、機器の破損等について、当社は一切の責任も負わないものとします。
4. 本サービスの特性上、利用者宅の環境により電波が届かない場合や電波状況により通信速度が出ない、安定しない等について当社は一切の責任も負わないものとします。

附 則

(実施期日)

この規約は平成 26 年 6 月 1 日から適用されます。

別表

機器名	料金
Wi-Fi モデム本体 (故障・破損及び紛失等) ※AC アダプタ含む	20,000 円
Wi-Fi モデム AC アダプタ (故障・破損及び紛失等)	3,000 円

※表記は税別価格です。別途消費税が加算されます。